

「学生納付特例制度」の 申請は毎年必要です!



日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶与される「学生納付特例制度」があります。

もしも、何も手続きせずに未納のまま放っておくと、将来の年金に影響がでたり、もしもの時の障害年金がもらえなくなってしまう。

◇対象となる学生

大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校、各種学校※に在学する20歳以上の学生。
(※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校)

ただし、学生本人の前年所得が128万円+扶養親族等の数×38万円以下であること。

◇承認期間は?

4月(在学中に20歳になる方は誕生日)から翌年の3月までです。申請は毎年必要となります。

◇申請先は?

役場町民課またはお近くの年金事務所に、申請書類を提出してください。

※ただし、前年度に学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学予定の方に、ハガキ形式の申請書が4月に送付されるので、必要事項を記入してポスト投函することで、簡単に申請手続きができます。

【オススメ!】 マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネット(マイナポータル)から申請ができます。24時間どこからでも申請でき、処理状況や申請結果も確認できますので、ぜひご利用下さい!

☆マイナポータルとねんきんネットを連携することで、対象の方にお知らせが届き、もっと簡単に電子申請ができます。(詳しくは、「ねんきんネット」で検索を!)

なお、既に連携済の方には、4月上旬に日本年金機構から、マイナポータルにお知らせが届きます。

◇申請に必要なもの

○学生証のコピー、または在学証明書 ○年金手帳または基礎年金番号通知書

◇承認された場合、将来受け取る年金額はどうなるの?

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます。ただし、年金額には反映されません!

※承認を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。
老齢基礎年金の受給額を満額にするためにも、卒業後は追納をおすすめします!

【ご注意】 学生納付特例の承認を受けた方が、承認期間の途中で退学等の理由により学生でなくなった時は、届出が必要です。

○日本年金機構からのお知らせです○

日本年金機構では20歳になられた方向けに国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。

▽動画はこちら▽

(URL) 「国民年金の加入と保険料のご案内」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



～ 国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう ～

=年金は世代と世代の支え合い=

お問い合わせ先

・町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
・函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)